

集団保育の中の障害児 — 品川区立保育園における障害児保育の体制

○西本絹子 藤崎春代 日笠摩子 田丸尚美 浜谷直人 古原喜美代
(国立療養所多摩全生園看護学校) (中央大学) (鳥取大学) (東京大学大学院)

〈目的と方法〉

障害をもった子どもたちが、保育の場に受け入れられるようになってから、早いところでは10年たつ。我々は、全国でも障害児保育に早くから取り組んできた東京都品川区において嘱託の発達相談員として、数々の保育に接してきた。そうした中でいくつかの問題点に気づいた。第一に、障害児を担当した個々の保育者個々の園では着実に障害児保育の積み重ねができているにもかかわらず、それがより広い範囲(障害児を担当したことの無い保育者・保育園等)に広がっていきにくい。第二に、障害の特性や発達経過の見方についての蓄積に比べて、障害児保育についての蓄積が乏しいように感じられる。つまり、障害児についての事例研究の中で、障害児が保育の中で成長したという報告は多い。しかし、その変化についての記述はあっても、どう保育を直接・間接に組織したのかについて述べられることは少ないように思う。第三に、一・二とも関連することであるが、健常児を含めた保育全体の中での障害児保育の位置づけについての混乱がある。すべて健常児と同じがよいのか、個別で児に見合った保育をした方がよいのかというのは、我々がよく相談を受ける事項である。

そこで、以上の点を考慮して、様々な保育を見る機会のある我々がアンケートを計画し、障害児保育の蓄積を整理することとした。その際、子どもの経過よりも保育者側・保育の取り組みに焦点をあてることとした。

オI部では体制面から検討する。品川区では、障害児1名に対し加配1名という好条件となっているが、この条件がどのように生かされているかを検討する。オII部では保育の運営にあたって、クラス全体の保育の中で障害児保育をどのように位置づけているのかについて検討する。

今回のアンケートは昭和59年1月に配布、同年2～3月に回収した。

分析対象事例数は75ケース、回収率83%である。

I. 品川区立保育園における障害児保育の体制

(1) 加配人員の運用のしかた

a. 障害児担当制について

品川区においては障害児等の措置により、1ケース

に1名の保育者が加配されるが、その運用法は園の方針に委ねられる(表I-1)。

質問	1. 当該児の担当保育者は決まっていますか		2. もし「はい」と答えた方にうかがいます						
			a. 担当期間はどう決まっていますか		b. なぜその期間に設定したのですか (自由記述)				
回答	はい	いいえ	1日	1週間	その他	(1) 当該児をよりよく把握するため	(2) クラスの保育カリキュラム・保育者のローテーションに合わせて	(3) 保育者の体力の限界を考慮して	(4) 公平に当該児を見ていくために
人数(%)	62 (84)	12 (16)	2 (3)	57 (92)	3 (5)	7 (11)	32 (52)	13 (21)	9 (15)

表I-1. 加配人員の運用法

担当保育者は約8割のケースで決められており、その殆んどが1週間交代制をとっていた。その理由のオ1は「(2) クラスの保育カリキュラム・保育者のローテーションに合わせて」である。(2)の「公平に当該児を見ていくために」と合わせると約7割であり、クラス中の保育全体の中で健常児と同様に「1週間」を保育園の最小限の生活リズム単位として捉え、園生活の中でクラスの保育者全員が児を見てゆこう、という姿勢がうかがわれる。(1)については後に述べるように障害の程度やある種のタイプによるものである。

次に障害別に担当状況を見ると、表I-2にあるように、「視覚障害」「ダウン症」など、障害が明確なケースでは全て担当が決められている。又、担当期間の設定理由が(1)「保育者の体力の限界」であるのは、全般的に重い遅滞児、運動面の介助が中心となるケース、多動・自閉傾向のケースでみられる。

障害	全般的遅滞	ダウン症	多動・自閉傾向	情緒障害	運動面のみのみ	視覚障害	その他
担当保育者	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
人数(%)	25 (10)	10 (3)	3 (1)	9 (3)	2 (0)	3 (0)	3 (0)
なぜその期間に設定したのですか	(1) 2	(2) 2	(3) 0	(4) 0	(5) 1	(6) 1	(7) 1
	(8) 13	(9) 7	(10) 5	(11) 2	(12) 3	(13) 1	(14) 1
	(15) 5	(16) 1	(17) 2	(18) 2	(19) 2	(20) 1	(21) 1
	(22) 4	(23) 0	(24) 2	(25) 1	(26) 1	(27) 0	(28) 0
	(29) 1	(30) 0	(31) 2	(32) 0	(33) 1	(34) 1	(35) 0

表I-2. 障害別の運用状況

b. 担当保育者の役割

表I-3に見るように大別して4つ考えられている。

(1)は一対一で接して子どもとの関係を作り安心感を持たせる、状態を見ながら設定保育や自由遊びの時に個

人指導(歩行の練習, 多動の子の気分転換等)を行ない, 個人的課題に継続して取り組めるよう援助する, その子の様子を中心に把握し記録すること等。(3)は, その子どもの好きなことや得意なことを保育の中で積極的に位置づける配慮をしたり, 苦手なことがなされている時には援助しながら, 友だちに関わる際の基底的役割をとったり, 双方の橋渡し役をしたりすることである。

回答(自由記述)	ケース数(%)
(1) 児に対する一対一の働きかけ	33 (53)
(2) 生活介助中心	10 (16)
(3) 集団参加や友だちとの関係促進	33 (53)
(4) サブとして他の子にも関わる	9 (15)
(5) その他	1 (2)

表I-3. 担当保育の役割 (複数回答)

次に担当保育の役割を描置年度別に見ると, 53年と境にして役割の重点が変わる傾向がある(表I-4)。

年度	50	51	52	53	54	55	56	57	58
(1)	2	1	2	3	6	4	8	3	5
(2)	2	1	1	2	0	2	0	1	1
(3)	3	2	3	3	6	3	6	3	4
(4)	2	2	1	0	2	1	0	1	0
(5)	0	0	0	0	1	0	0	0	0

表I-4. 描置年度別にみた担当保育の役割

即ち, 53年度くらいまでは(3)生活介助と(1)1対1の働きかけという役割が半々ほど考えられているのに対し, 以降は1対1の保育・指導へと重点がはっきり移っている。加配人員を治療教育的なものに運用する考え方になっていると言える。一方, (3)の役割については, 年度別の変化傾向は特になく, 当初から集団保育の中での健常児との関わりが積極的に重視されてきたことがわかる。

障害別に見ると(表I-5), 「ダウン症」「全般的遅滞」の場合は(3)が多く, 「多動」「情緒障害」など対人面に問題を持つ子の場合(1)が多くなる。後者については, 全体の中に入れず1対1とならざるを得ないという側面と, まず保育者との1対1の関わりを確立するという意図があるのだろう。

障害	全般的遅滞	ダウン症	多動・自閉傾向	情緒障害	運動面の遅れ	視覚障害	その他
(1)	12	5	6	3	4	1	2
(2)	5	3	0	0	2	0	0
(3)	15	7	3	2	3	1	2
(4)	4	3	0	0	2	0	0
(5)	0	0	0	0	0	1	0

表I-5. 障害別にみた担当保育の役割

C. 考察

交代で担当制をとるという方法については, 一方でそれは保育運営上の都合優先ではないか, 児によっては特定の人が決まる方がよいのではないかという考

え方, 他方では逆に担当が決まることにより健常児との関わりが疎くなるのではないか, という危惧もある。が, 集団保育という保育環境が選択された以上, 前者については, クラスの全ての保育者が対等にクラス保育と障害児への配慮にあたり, その中で特に個別に多様な配慮を担う担当として一人の保育者が位置づけられる方が児にとっても保育内容が高められるのではないか。後者については, 集団の中にいる障害児を意識的に見る保育者がいることにより, 児を介助しつつ保育に参加させたり児の立場からかりに工夫を加えて他児と関わりやすいものにしたりすることができるのである。但し, これは加配人員がアルバイトではなく正規雇用保育者である, という制度上の利点によって生かされている面が大きいと言えよう。

(2) 園内の体制

a. 他クラスの保育者の接し方

表I-6の通り, 「クラスにこだわらず」「担任と同様の態度で」接していたという答が4割近く見られ, 中でも多動傾向のあるケースの割合で挙げられた。「ことばかけ」が多くなされているのは, 方針として確認されやすいこと, 他クラスの保育者として接しやすい方法であるためであろう。クラス保育の枠を越えた取り組みとしては, 他クラスの保育に参加したり, 縦割やコーナー保育での関わりを挙げた例もある。

回答(自由記述)	ケース数(%)	回答(自由記述)	ケース数(%)
担任と変わらず	28 (38)	話し合い	61 (82)
ことばかけを行なう	17 (23)	発達に合わせた保育	8 (11)
他クラスの保育に参加	6 (8)	どのクラスでも受け入れる	7 (9)
縦割・コーナー保育で	3 (4)	縦割・コーナー保育の利用	6 (8)
朝夕の自由遊びで	4 (5)	その他	7 (9)
健常児と変わらず	6 (8)		
その他	4 (5)		

表I-7. 園の取り組み

「園としてどんな取り組みがされましたか」

表I-6. 他クラスの保育者の接し方
「他クラスの保育者は当該児にどのように接しましたか」

b. 園としての取り組み — 表I-7参照

8割以上のケースで何らかの話し合いがもたれ, 他クラスの保育者にも状況を把握してもらい, どのクラスでも受け入れられるような体制を作ったり, 生活年令より下のクラスに入れられたり, 日常の保育の中で時と内容により別のクラスでの保育に参加する, 等がなされている。園全体の協力はこうした日常の保育以外でも必要である。勉強会や, 親と共に児と他機関へ通う時, その活動の保障には他クラス保育者の応援体制が不可欠であろう。「報告しても仲々理解が得られない」等の悩みも出されているが, 制度を充分に生かすためには保育内容だけでなくそれを支え取り巻く園の体制作りも不可欠なのである。